御船町キッズドリーム運動公園プロジェクト施設整備検討等業務委託
公募型プロポーザル仕様書

１　委託番号
御秘委第３号

２　業務委託名
御船町キッズドリーム運動公園プロジェクト施設整備検討等業務委託

３　目的
本町では、第６期御船町総合計画に掲げるキッズドリーム運動公園プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）に基づき、「スポーツ環境」「健康増進」「子育て支援」の３つを軸に「複合機能」を加え、災害時には「防災拠点」としての機能を兼ね備えた複合拠点の整備を推進する方針である。
これまで、令和４年度に御船町キッズドリーム運動公園プロジェクト基本構想策定事前調査（以下「事前調査」という。）を実施し、令和５年度に御船町キッズドリーム運動公園プロジェクト基本方針（以下「基本方針」という。）を策定した。
本業務は、事前調査や基本方針をもとに、町民や関係団体のニーズ調査を踏まえた各種施設機能における情報整理の支援をはじめ、施設整備検討の支援、民間意向調査の支援、庁内会議の運営支援を行うものである。
なお、本仕様書は、委託候補者の決定後、候補者の企画提案内容に応じて内容を変更する可能性があるものとする。

４　業務内容
施設整備検討を行うにあたって、前述の目的を踏まえて、整備する施設の機能及び規模等を調査・整理し、今後の基本構想策定に向けた基礎資料をまとめるものである。
（１）情報整理の支援
御船町が行った事前調査や基本方針、及び令和６年度夏までに実施する町民・関係団体のニーズ調査を踏まえて、スポーツ施設や子育て支援施設等の各種施設機能を分析し、整理する。
（２）施設整備検討の支援
（１）を踏まえて、各種施設機能の資料（概算費用、維持管理費、概略図）を複数パターン作成して、施設整備の最終案はイメージパースを作成する。
（３）民間意向調査の支援
（１）と（２）を踏まえて、PFI/PPP 等の官民連携を視野に民間事業者へ意向調査の実施に向けた調査手法及び調査先を分析し、提案を行う。

（４）庁内会議の運営支援

庁内会議（４回程度開催予定）の開催にあたり、資料作成、助言、会議運営支援、議事録の作成を行う。

（５）その他

打合せ協議は、初回、中間（４回）、最終の６回とし、必要に応じて協議を行うものとする。その他必要に応じて、庁内打合せへの出席を依頼した場合、出席するものとする。打合せ協議後は、速やかに議事録を作成し、発注者へ提出する。

５　委託期間

契約締結日から令和７年２月２８日（金）まで

６　契約価格

上限額５，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

７　成果品

（１）　業務完了報告書　・・・１部

（２）　本業務にて作成した成果品　・・・１部

（３）　その他実施内容の説明に必要と思われる資料　・・・１部

（４）　（１）～（３）の電子データ　・・・１式

８　成果品の帰属

委託業務の実施に伴い作成した資料及び成果品（以下「成果品等」という。）に関する著作権その他一切の権利は委託者に帰属する。

受託者は、委託者の許可なく、成果品等の内容を公表又は使用してはならない。

９　資料の提供

受託者は、委託者が保有している委託業務に関する情報又は資料について、無償で提供を受けることができる。

９　秘密の保持、情報の管理（流出防止対策の実施）

（１）受託者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。また、この契約の履行に伴い知り得た個人情報を委託者の支持する目的以外に使用してはならない。

（２）受託者は、この契約の履行に伴い、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後及び解除後も同様とする。

（３）受託者は、この契約により知り得た委託業務の内容を、情報の種別、その使用目

的を問わず一切第三者に提供してはならない。契約終了後も同様とする。

（４）再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の取扱い及び管理に関する確認を行うこと。

１０　資料の返還及び情報の消去

（１）受託者は、委託業務を完了し委託者の履行確認を受けたときは、委託者の指示により、委託者から提供を受けた資料又は情報を速やかに返還又は消去しなければならない。

（２）受託者は、前項により情報を消去したときは、速やかに消去が完了した旨を委託者に報告しなければならない。

１１　委託者の調査等

委託者は、必要があると認めるときは、受託者の履行状況について調査又は確認をすることができる。また、委託業務の進捗状況等について、受託者に報告を求めることができる。

１２　事故発生時の対応

（１）受託者は、契約の履行又は委託業務の実施に際して事故が発生したときは、適切な処理を行うとともに、速やかに委託者に報告しなければならない。

（２）受託者は、契約の履行又は委託業務の実施に際して、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が委託者の責めに帰すべき事由により生じた場合は、この限りでない。

１３　その他

（１）本町の指示に対し、迅速かつ的確に誠意をもって対応すること。

（２）この仕様書に定めのないとき、又は記載内容に疑義を生じたときは、委託者と受託者が協議して決定する。